

教育民生委員会記録

| | |
|--|---|
| 開会年月日 | 平成 27 年 12 月 17 日 |
| 開会時刻 | 午後 1 時 00 分 |
| 閉会時刻 | 午後 2 時 08 分 |
| 出席委員名 | ◎藤原清史 ○楠木宏彦 上村和生 北村 勝 |
| | 辻 孝記 吉岡勝裕 品川幸久 上田修一 |
| | 中村豊治 |
| 欠席委員名 | なし |
| 署名者 | 上村和生 北村 勝 |
| 担当書記 | 中野 諭 |
| 審査案件 | 議案第 106 号 平成 27 年度伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）中 （教育民生委員会関係分） |
| | 議案第 107 号 平成 27 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 号） |
| | 議案第 108 号 平成 27 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号） |
| | 議案第 109 号 平成 27 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| | 議案第 110 号 平成 27 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 2 号） |
| | 議案第 115 号 教育長の給与等に関する条例等の一部改正について （教育民生委員会関係分） |
| | 議案第 117 号 伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例の制定について |
| | 議案第 121 号 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について |
| | 議案第 122 号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について |
| | 議案第 123 号 伊勢市福祉健康センターの指定管理者の指定について |
| | 議案第 124 号 伊勢市ハートプラザみその指定管理者の指定につい て |
| | 議案第 125 号 伊勢市児童館の指定管理者の指定について |
| | 議案第 126 号 伊勢市放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定に ついて |
| | 議案第 127 号 伊勢市デイサービスセンターの指定管理者の指定につ いて |
| | 議案第 128 号 伊勢市障がい者就労支援施設の指定管理者の指定につ いて |
| 議案第 129 号 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターの指定管 理者の指定について | |
| 議案第 139 号 宮川・沼木統合中学校（仮称）建設工事（屋内運動場 建築工事）の請負契約について | |

| | |
|-------|---|
| | 議案第 140 号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）整備に伴う造成工事の請負契約について |
| | 諮問第 1 号 生活保護法に基づく徴収金の督促処分についての異議申立てに関する諮問について |
| 説 明 員 | 環境生活部長、環境生活部参事 |
| | 健康福祉部長、健康福祉部次長、介護保険課長、福祉総務課長 |
| | 生活支援課長 |
| | 教育長、教育部長、教育次長 |
| | その他関係参与 |

伊 勢 市 議 会

審査の経過

藤原委員長開会を宣言し、会議録署名者に上村委員、北村委員を指名した。

直ちに会議に入り、「議案第 106 号平成 27 年度伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）中教育民生委員会関係分」外 17 件を議題とし、議案第 106 号から議案第 140 号までの 16 件は、全会一致をもって原案どおり可決すべしと決定した。諮問第 1 号については起立多数をもって「諮問のとおり異議ない」と決定した。

委員長報告文の作成は、正副委員長に一任することで決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおりです。

開会 午後 1 時00分

◎藤原清史委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は、全員でありますので会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者 2 名を委員長において、上村委員、北村委員の御兩名を指名します。

本日、御審査いただきます案件は、去る12月14日の本会議におきまして教育民生委員会に審査付託を受けました「議案第106号平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中、教育民生委員会関係分」外18件であります。

案件名については、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら、随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議案第106号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算(第5号)中 教育民生委員会関係分】

◎藤原清史委員長

それでは、「議案第106号平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中 教育民生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書30ページをお開きください。

30ページから41ページにかけて、款 3 民生費について、項 5 人権政策費を除く、項 1 から項 4 及び項 6 について御審査をお願いいたします。

御発言はございませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

32ページ、老人福祉推進費のところでは少しお聞きしたいと思います。

この中で老人福祉施設等整備事業で、副市長からの説明の中では、介護施設の関係のですね、スプリンクラーの設置の費用だということでは伺っておりますけれども、この事業のですね、何年か前から始まっていると思いますが、これ何年に終わる事業になっているのか、まずお聞きしたいと思います。

◎藤原清史委員長

介護保険課長。

●浦井介護保険課長

この事業につきましては、今回は伊勢市にあります有料老人ホームのスプリンクラーの整備につきまして補助を行うものでございますが、有料老人ホームにつきましては、今回のこの1カ所について終わる予定となっております。

◎藤原清史委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

これ、年数がですね、期間があるかと思いますが、補助期間が。その期間をまず教えてくださいませんか。

◎藤原清史委員長

介護保険課長。

●浦井介護保険課長

期間につきましては30年3月31日まで、29年度中というのが今回スプリンクラーを整備する期限となっておりますので、それまでの整備が必要となっております。

◎藤原清史委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

今回の部分に関しましては、今回これで、追加でされるということではいいかと思いますが、これ、あと、こういった施設というのはあと何箇所ぐらい残っておられるのでしょうか。

◎藤原清史委員長
介護保険課長。

●浦井介護保険課長

有料老人ホームについては、今回で終了ですけれども、地域密着型の施設につきまして2カ所ございまして、こちらのほうについても30年3月31日に終了するようお願いしておるところでございます。

◎藤原清史委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

まだあと2施設あるというお話ですので、これやっぱり補助が出るということもありますけれども、早く皆さんが安全にですね、過ごしていただける場所ということを前提にこういう補助が出されているというふうに理解しておりますので、この辺ちょっと、早く対応していただけるような状況をつくっていただきたいと思います。その辺の手当てはどういうふうにされていますか。

◎藤原清史委員長
介護保険課長。

●浦井介護保険課長

毎年ですね、国の補助金というのがございまして、協議というものを行わせてもらいます。その前にも県のほうからですね、調査がございまして、そのときに後付けの施設にございましては、する予定がないのかとか、いろいろ安全のために早くするというお話は毎年されていただいておりますので、これからも早くそのスプリンクラーの整備について、さっき委員が仰せのように、入居されている方に対して安心して入っていただける施設になるようにこちらのほうもお話しをさせていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎藤原清史委員長
他に発言はございませんか。
品川委員。

○品川幸久委員

社会福祉総務費の中の臨時福祉給付金事業のことで少しお伺いしたいと思います。31ページです。

このお金については、説明のときに返還金というふうなお話を聞いたんですけど、この間の決算で給付率は約8割ぐらいだというふうに聞いておりますけれども、当然概算で要求されて返す分もあろうかと思うんですけど、内容的にはどのようになっておりますか。

◎藤原清史委員長
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

返還にいたりました件について御説明させていただきたいと思います。

当初の補助金申請におきましては、対象人数を約2万4,000人といたしまして、満額の補助金申請をしておりましたが、本年1月のですね、変更申請におきましては、昨年12月末までの申請実績を考慮しまして、減額申請を行ったところでございます。減額申請の際には、県から変更後はですね、特段の理由がない限りは、再度追加交付はしないというふうな通達がございましたので、ある程度余裕のある変更交付申請が必要と考えたところでございます。

具体的に申しますと、一万円の基本額の対象者はですね、だいたい8割程度に止まるというような見込みがありましたので、これにつきましてはそのまま80%に減額を行ったところでございます。

一方ではですね、老齢基礎年金受給者等の加算対象者の方につきましては、当時5割程度にとどまっていたものの、これをそのまま変更申請した場合には、補助金額が支給金額を上回るというようなことも予想されましたことから、加算措置の対象者につきましても、基本額対象者と同じく80%の減額にとどめて減額申請を行ったところでございます。

結果としまして、補助金の返還額につきましては、交付済額2億9,170万円から実績額2億6,201万円を差し引いた額2,969万円となったところでございます。

◎藤原清史委員長
品川委員。

○品川幸久委員

この間の報告会なんかでもいろんな意見をいただいたんですけど、当然、市としては申請主義なんで、こちらが通知をして出してもらおうという形なんですけど、委員会の中でも話があったように、例えば施設に入っておってですね、なかなか連絡がとれなかったとか、急遽の入院であるとか、まして体に障がいを持っておられる方はですね、なかなかそこまで届かなかったというところで2割ぐらいが、ちょっとなかなか進まなかったということも答えとして聞いていますのでね、やっぱり1回出して、申請がこなかったところは、やっぱり福祉のお金ですのでね、皆さんもらえる権利があるとすればね、やっぱり再度でもね、電話でも何か、いろんな方法があると思うんで、極力払えるようにしてあげていただきたいと思うのですが、その点について責任がある方、ちょっとお答え願えればありがたいかなと。

◎藤原清史委員長
健康福祉部長。

●鈴木健康福祉部長

周知をさせていただいて、申請をいただくというふうなことで、なるべく周知については徹底をしていきたい。また、広報、あるいはそういった媒体も使って1回じゃなく2回、3回と通知をしていきたいと思えますし、またそういうふうな該当のところがあれば、そういったところにも周知をしていきたい。広く一般に周知をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎藤原清史委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、款3民生費を終わります。

次に、42ページをお開きください。

42ページから45ページにかけて、款4衛生費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、款4衛生費を終わります。

次に、68ページをお開きください。

68ページから79ページにかけて、款11教育費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、款11教育費を終わります。

以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第106号平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中 教育民生委員会関係分」について、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第107号 平成27年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）】

◎藤原清史委員長

次に、89ページをお開きください。

89ページから116ページです。

「議案第107号平成27年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を御審査願います。

本件につきましては、一括で御審査を願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第107号平成27年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第108号 平成27年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）】

◎藤原清史委員長

次に、117ページをお開きください。

117ページから128ページ、「議案第108号平成27年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を御審査願います。

本件につきましては、一括で御審査を願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第108号平成27年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第109号 平成27年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）】

◎藤原清史委員長

次に、129ページをお開きください。

129ページから142ページです。

「議案第109号平成27年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）」を御審査願います。

本件につきましては、一括で御審査をお願いいたします。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第109号平成27年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【議案第110号 平成27年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）】

◎藤原清史委員長

次に、143ページをお開きください。
143ページから150ページです。

「議案第110号平成27年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）」を御審査願います。
本件につきましては、一括で御審査をお願いいたします。
御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第110号平成27年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）」について、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

**【議案第115号 教育長の給与等に関する条例等の一部改正について中 教育民生委員会
関係分】**

◎藤原清史委員長

次に、条例等議案書の8ページをお開きください。

「議案第115号教育長の給与等に関する条例等の一部改正について中 教育民生委員会
関係分を御審査願います。

当委員会関係箇所は12ページの第6条になります。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第115号教育長の給与等に関する条例等の一部改正について中 教育民生委員会
関係分」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第117号 伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例の制定について】

◎藤原清史委員長

次に、34ページをお開きください。

34ページから41ページにかけて、「議案第117号伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例の制定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第117号伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例の制定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第121号 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について】

◎藤原清史委員長

次に、129ページをお開きください。

129ページから132ページにかけて、「議案第121号伊勢市立公民館の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第121号伊勢市立公民館の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第122号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について】

◎藤原清史委員長

次に、133ページをお開きください。

133ページから137ページにかけて、「議案第122号伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第122号伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第123号 伊勢市福祉健康センターの指定管理者の指定について】

◎藤原清史委員長

次に、138ページをお開きください。

138ページから139ページにかけて、「議案第123号伊勢市福祉健康センターの指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第123号伊勢市福祉健康センターの指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第124号 伊勢市ハートプラザみそのの指定管理者の指定について】

◎藤原清史委員長

次に、140ページをお開きください。

140ページから141ページにかけて「議案第124号伊勢市ハートプラザみそのの指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第124号伊勢市ハートプラザみそのの指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第125号 伊勢市児童館の指定管理者の指定について】

◎藤原清史委員長

次に、142ページをお開きください。

142ページから143ページ、「議案第125号伊勢市児童館の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第125号伊勢市児童館の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第126号 伊勢市放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定について】

◎藤原清史委員長

次に、144ページをお開きください。

144ページから145ページ「議案第126号伊勢市放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第126号伊勢市放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第127号 伊勢市デイサービスセンターの指定管理者の指定について】

◎藤原清史委員長

次に、146ページをお開きください。

146ページから147ページ、「議案第127号伊勢市デイサービスセンターの指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第127号伊勢市デイサービスセンターの指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第128号 伊勢市障がい者就労支援施設の指定管理者の指定について】

◎藤原清史委員長

次に、148ページをお開きください。

148ページから149ページにかけて「議案第128号伊勢市障がい者就労支援施設の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第128号伊勢市障がい者就労支援施設の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第129号 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について】

◎藤原清史委員長

次に、150ページをお開きください。

150ページから151ページ、「議案第129号伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第129号伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第139号 宮川・沼木統合中学校（仮称）建設工事（屋内運動場建築工事）の請負契約について】

◎藤原清史委員長

次に、169ページをお開きください。

169ページから175ページにかけて「議案第139号宮川・沼木統合中学校（仮称）建設工事（屋内運動場建築工事）の請負契約について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第139号宮川・沼木統合中学校（仮称）建設工事（屋内運動場建築工事）の請負契約について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第140号 豊浜・北浜統合中学校（仮称）整備に伴う造成工事の請負契約について】

◎藤原清史委員長

次に、176ページをお開きください。

176ページから180ページ、「議案第140号豊浜・北浜統合中学校（仮称）整備に伴う造成工事の請負契約について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第140号豊浜・北浜統合中学校（仮称）整備に伴う造成工事の請負契約について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【諮問第1号 生活保護法に基づく徴収金の督促処分についての異議申立てに関する諮問について】

◎藤原清史委員長

次に、184ページをお開きください。

184ページから196ページにかけて、「諮問第1号生活保護法に基づく徴収金の督促処分

についての異議申立てに関する諮問について」を御審査願います。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、委員からの発言の際には、その点に十分注意していただきますようお願いいたします。

それでは御発言はありませんか。

北村委員。

○北村 勝委員

それでは、この生活保護法に基づく徴収金の督促処分についての異議申立てに関する諮問について、数点聞かせてもらいたいと思います。

本会議におきまして、副市長のほうから説明をいただいたということですが、できたらですね、そういった経緯をもっと詳細にですね、できたら教えていただきたいと思いますので、説明をお願いしたいと思います。

◎藤原清史委員長

生活支援課長。

●浜口生活支援課長

それでは御説明申し上げます。

本件は、平成21年12月に行いました生活保護費の返還決定にかかる徴収金の一部が未納となっておりましたため、本年3月に督促を行いましたところ、相手方から異議申立てがあったものでございます。

督促状には不服申し立てができる旨の教示を記載しておりましたが、この内容が市長に対して30日以内に異議申し立てができる旨とすべきところ、知事に対して60日以内に審査請求ができる旨を誤って記載しておりましたため、相手方は知事に対し督促処分について審査請求を提出いたしました。教示を誤ったことについては、誠に申しわけないことではありますが、行政不服審査法の定める救済措置により、知事から審査請求書の送付を受け、あて先及び請求期間のいずれも適法に市長に対して異議申し立てが出されたものとして取り扱うものでございます。

それでは、督促に至るまでの経緯につきまして御説明申し上げます。

議案書の190ページをごらんください。

第3の1、認定事実でございます。

異議申立人は、平成15年8月から生活保護の受給を開始いたしました。平成21年8月ハローワークの斡旋を受けて職業訓練を受講することとなり、訓練生活支援給付金の支給を受けることになりました。訓練生活支援給付金は当時の制度で、現在の職業訓練受講給付金に相当するものでございます。

この給付金は職業訓練の期間中の生活給付として月額10万円の支給があるものでございます。

異議申立人は給付金を受給する予定であることから、生活保護の停止を希望いたしました。必要経費の控除を求められたこともありまして、最低生活基準を下回ることも考えられたため停止とはせず、生活保護を継続することとし、給付金の受給の都度、収入申告、

入金のあったことを報告するよう指示をいたしました。これが平成21年8月24日のことと
ございます。

給付金の第1回目の振り込みが9月にありましたが、振り込みがあった旨の報告はあり
ませんでした。

10月2日、市役所に来所があり、この際に異議申立人から提出された収入申告書には、
給付金の記載はありませんでした。

なお、その時、収入に変更がある場合は必ず報告をするよう指示をしております。

11月11日、12月2日と、異議申立人から連絡がありませんでしたので、自宅を訪問いた
しましたが不在でありました。

12月3日、来所を求めたところ、このとき職業訓練が8月26日から開始されていること、
受講期間が5カ月、当初の見込みは2カ月というお話しでしたが、5カ月あったこと、給
付金の受給が5カ月分で合計50万であること、既に3回の振り込みがあつて、給付金は30
万すべて使ってしまったて手元に残っていないということが判明いたしてございまして、収入
等報告すべきところはすぐに報告するよう、改めて厳しく指導させていただいたところ
です。

議案書に記載はありませんが、12月7日にも来所を求め、面談を行っております。

このとき12月4日に第4回目の振り込みがありましたが、同日、全額を引き出し、使っ
てしまっていたことが判明してございまして、悪質であると判断して、生活保護法第78条の
適用を検討することとしました。

生活保護法第78条とは届け出や申告について指示をしたにもかかわらず、応じなかつた
り、事実を隠して届け出や申告をしないなど、不実の申請その他不正な手段により保護を
求めたものがあるときに、生活保護費の返還を請求するものとして、費用徴収することが
できるというものでございます。

そして、生活保護法第78条の費用徴収は、不正な生活保護費の受給に対する、いわば損
害追徴としての性格を持っておりますので、届出や申告が行われなかったものについて、
やむを得ない理由がある場合や、あらかじめ予想されなかった収入があつたため、事後に
おいて生活保護費の調整を行うというような場合と、また異なりまして、控除を認定する
こと自体が適当でない、不正受給額全額を徴収決定するものとされています。

平成21年12月10日、異議申立人に給付金の受給経過と申告、報告がなかったこと、後日
給付される給付金についても返済の約束を確認し、ケース検討会を行いまして、指示指導
をしていたにもかかわらず、振り込みがあつても報告申告なく使ってしまったということ
を繰り返していたことから悪質と判断し、12月11日付けで給付金の全額と同額の生活保護
費50万円について、生活保護法第78条の規定による徴収を決定したものでございます。

12月14日に相手方分納誓約書を提出いただきました。

平成22年4月就職したことにより生活保護を廃止しましたが、平成23年1月再び生活保
護の受給を開始しております。

このとき徴収金の未納分41万円、これについて分納誓約書を提出、また改めて提出いた
だきまして、以後平成25年12月まで納付がありましたが、その後の納付がなかったもので
ございます。

この25年12月までの納付済額として32万円、残額の18万円が未納となっております。

なお、後日判明したことでありますけれども、残りの給付金10万円入るという見込みの給付金については12月30日にありましたが、1月7日に提出された収入申告書について無収入虚偽の内容で提出をいただいております。

督促につきましては、分納誓約がありましたことから保留を続けてきたものの、こちらの納付依頼に対して納付の意思を示さないような状況になりましたことから、分納誓約の遂行、見込みがないと判断し、平成27年3月20日付けで未納分18万円について、督促を行ったものでございます。

以上が、これまでの間の経緯でございますが、平成22年1月と2月に異議申立人から、全額の返済はどうか、基礎控除があるのではないかという話がありましたが、説明し理解していただいたところであります。

平成25年12月までは、分納誓約に基づき納付もいただいていたもので、これまでの間、行政不服審査法による不服申し立て、裁判所への処分の取消請求という争いは特に出しておりません。

なお、当時の返還決定通知に教示漏れがあったことについてなんですが、この当時の平成22年2月に記載の漏れていたことをおわびと不服申し立てができる旨の説明を異議申立人にお話をさせていただいて、納得されたとお話しいただいたものです。

また、この給付金は生活費に相当し、勤労に伴う必要経費の控除はなく、実際の受給額を認定するものとともに、不正受給として控除をすることがない、法第78条の適用によるものとなり、これも当人に御説明をさせていただいております。

次に、異議申し立ての趣旨といたしまして、口頭意見陳述の機会の場を設定しましたが、出席なく応じていただくことがなかったため、議案書の188ページにありますとおり、本件の督促の取り消しを求めること、処分当時の担当職員の職務行為を不当かつ不法なものとして、市健康福祉部生活支援課の責任を追及すること、本件返還決定の取り消しを求めることの3件と解釈をするものでございます。

それぞれの主張とするところは議案書に記載のとおりでございますが、主な点は督促処分に先行する生活保護費の返還決定の処分について、その金額や職員の行為の違法、不当というものでございます。

まず、行政不服審査法では請求が法定の期間経過後にされたものや、不適法であるときは却下として、請求に理由がないものは棄却するというふうにされております。

これに基づき、市の判断といたしまして、議案書の193ページ、督促の発出は地方自治法上しなければならないものとされるもので、返還決定額に対し未納があることから、その未納額をもって督促したものであるため、異議を問われる理由がなく、また、教示の誤りについては、行政不服審査法に基づき、不服申し立てを行うには不利益のないように対処しております。

担当職員の職務行為による生活支援課の責任についてですが、職務行為について、不法、不当であるということを主張されておりますが、行政不服審査法上の具体的な処分とするものの主張がなく、また処分に該当しない職員の行為は、行政不服審査法による申し立ての対象とならないものでありますから、生活支援課の責任を問う異議については、不適法と判断するものでございます。

返還決定の取り消しについてですが、平成21年に行った処分であり、この異議について

は、行政不服審査法による不服申し立て、行政事件訴訟法による裁判所への出訴のいずれも、これらを行うことができる期間を既に経過しているものになりますため、明らかに却下すべきというものになります。

この経緯により、返還金残額についての督促処分は実施すべきものであることから、申し立てにある督促の取り消しを求めることへの棄却及びその他申し立て事項について却下したいとするものでございます。

説明は以上でございます。

◎藤原清史委員長

北村委員。

○北村 勝委員

どうもありがとうございました。丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。

そういった中で、返還についてのですね、速やかに手続きをとっていただくという流れについては、非常に理解をさせてもらったんですが、また、この申出人の生活を第一に考えて進めていくということもあわせて大事かなと思います。

そこで、少しね、今本当に細かく説明していただいたので、流れとしてそのやりとりの部分、そういったところが少しですね、もし重複しますが、聞かせていただいたらと思いますので、まず、この金額ですよ、この生活支援金を10万いただいて重複するということで、この当初にですね、40万いただいた段階でですね、この返還を求める形で進められたと、その1点は、50万で請求されたと、40万であった段階で50万の請求をされたということについてですね、少しその、40万でなく50万、金額的には何でかと言いますと、当初の12月11日に返還請求を行ったわけなんですけども、その段階で、実際にはまだ40万しか払われてなかったんですね、そういった中で、50万の請求をされたということで、少しその部分でですね、その50万の金額がもう既にわかっていたのかどうか、それで決定されて本人の、この申立人の方がですね、それも理解した上で、その返還の手続きに入られて、そういった会話と、この手続き上の分を少し、返還決定についていて少し教えていただきたいと思います。

◎藤原清史委員長

生活支援課長。

●浜口生活支援課長

この40万の時点で50万の返還決定というものについてなんですけども、異議申立人本人が、決定前日の12月10日の日にですね、返済の約束、あと10万入るという部分を返済の約束としてされておりました。この額を含めて50万の全額を認定させていただいて返還決定をさせていただいたものであります。

またその後日、返還決定額の給付金50万、実際に全額を受領しております。これを確認させていただいております。

それから異議申立人のほうについても、幾度も誓約行為をいただきながら、その金額、また後にも残額の誓約をいただいております、確認の承認行為があることから、分納に、まあ、行っていることについて特に問題はないと考えるものでございます。

◎藤原清史委員長

北村委員。

○北村 勝委員

ということは、本人の確約も取った上で進められたということになっているわけですね。

それともう1点は、例えば私らの認識では、例えば就職に関して控除があると、就労に関しての控除について少し確認をさせてもらいたいんですけども、こういった給付金についての控除、そういった部分がどうなのかなと、本来は給付金に関してはないのではないかなということで認識しているわけなんですけども、この場合に、この訓練生活支援給付金をいただいたということで、控除ということを申し出ているということを確認させてもらうとですね、その部分の整合性を少しお聞かせ願いたいと思うんですけども。

◎藤原清史委員長

生活支援課長。

●浜口生活支援課長

給付金のほうなんですけど、当時収入申告があったらですね、交通費やテキスト代、必要経費の部分、そして控除をさせていただくという話はさせていただいております。

これは必要経費としたものなんですけども、この訓練生活支援給付金については、生活保障のための給付制度の中で支払われるものでありますので、恩給とか年金とか失業保険、そういうものに相当する給付制度で、勤労に伴う必要経費としての基礎控除としては全くないものでございます。

実際の受給額を認定するのであって、それをお話いただいたところで決定金額には影響しないものになります。

◎藤原清史委員長

北村委員。

○北村 勝委員

そうしたら交通費やテキスト代は認められるということを指示したんですけど、本人からの申し出はなかったということになるわけですか、わかりました。

それで、その返還当時ですね、この返還の当時、教示がどのようにされたか、この教示の仕方、誤りがあったという形で、少し説明のほうあったんですけども、実際、それに伴って、実際に教示をされてですね、本人の方が、理解をどの様にされたかというのを少し聞かせてもらいたいと思います。

◎藤原清史委員長
生活支援課長。

●浜口生活支援課長

先ほどの説明の中でちょっとお話、触れさせてもらったのですが、当時の返還決定通知には教示がされていなかったものであります。その中で、平成22年の2月10日のときなんですけども、当時の課長、副参事と就労支援員担当と制度説明を一緒に、来所いただいた中で説明をさせていただきました。その中で教示が漏れていたことの、直接ちょっとおわびをさせていただくのとともに、不服申し立てができる旨のお話もお伝えさせていただいておる状況です。

このことによりまして、当時に申立人本人が確認できている状況と考えておりまして、特に不利益のないものとして、あと教示漏れが正当な理由に当たるようなところではないのかなと判断しております。

また、当時、出席者は全員の前で納得の意思をお示しいただいておりますので、この当時の申立期間をもって完結しているものと考えております。

◎藤原清史委員長
北村委員。

○北村 勝委員
わかりました。

そうすると、そういった丁寧な説明と言いますか、本人の理解を元に教示を改めてしていただいて、理解をたまわった、本人はそこで納得済みという形の話でしたが、ただ、この32万ですかね、そういった段階で、最後にここの段階でね、少しまあ、この逸するまで返還をしていただくと、いただいていたものがそこで止まった、何か大きな一つ要因と考えられるものが何かあるのか、最後にひとつ聞かせてください。

◎藤原清史委員長
生活支援課長。

●浜口生活支援課長

今までも控除の説明もさせていただきまして、担当者が変わるごとにもその説明をさせていただいておる状況の中で、今もって、ちょっとその御理解を、こちらが説明させていただいたことは伝わっていないのか、伝えさせていただいたうえでも、その状況なのかどうかというところで考えるところでございます。

◎藤原清史委員長
よろしいですか。
他に御発言ございませんか。
中村委員。

○中村豊治委員

今、課長のほうから経過等を含めて説明をいただきました。本会議での市長、副市長の説明については、あまりよくわからなかったのですが、今の課長の説明で非常に細かく理解をさせていただいたというぐあいに思います。

そこで今回のこの諮問第1号なんですけれども、私もこの議会をずっと経験させていただいておまして、初めてのケースであるというぐあいに思っております。したがって、私どもこの教育民生委員会の中で、いろいろと慎重に議論をしていかないかというぐあいに思っておるわけでありまして。

そこで私なりに、今回、今、北村委員からも質問があった内容等を含めてですね、この不服申し立ての対象になる行政処分としての整理をしていって、議論を深めていかないかというぐあいに思っております。したがって、私なりに整理をさせていただきますと、今の報告の中でもありましたように、行政処分としてはですね、平成21年12月1日付けの生活保護第78条の返還決定の処分、それともう1点は平成27年3月20日付けの督促処分、この2つをですね、やっぱりきちっと議論していかないかというぐあいに思っておるわけでありまして。

そこである、この返還決定の処分、それと督促処分の整理というようなことで、これがまた各議員からいろいろと議論があると思うんですけど、まず1点、確認をさせていただきたいのは、行政不服審査法によりまして、不服申し立てについてはですね、処分があった日から、処分があったことを知った日から、その翌日から起算して60日以内というぐあいに限定をされておるわけでありまして、この点はどういう具合に解釈すればよろしいわけですか。

◎藤原清史委員長

生活支援課長。

●浜口生活支援課長

この行政不服審査法の、処分があったことを知った日から翌日の60日というところについて、審査請求とさせていただいています。

今回ですね、審査請求として、本人は出されたもの、県のほうへ出されたものなんですけれども、これは当然処分庁が伊勢市長になります。その中で当然、処分庁へ送っていただくものになりますので、その経過をもって、こちらが受付をさせていただきました。異議申立てで30日、本来ならそういうふうな、市長に向けてのこの異議申立てをするというような記載が本来やったと思っておりますが、その辺は行政不服審査法の中の救済措置の中で、60日の範囲で対応したものについては、正規に出されたものとして取り扱いをさせていただいておるところです。

◎藤原清史委員長

健康福祉部長。

●鈴木健康福祉部長

補足の説明をさせていただきます。

21年12月11日の返還決定、これにつきましては、もう既に先ほどからも説明を申し上げておるように、既に請求期間が過ぎておるといふうなことで、私どもの、この案につきましては、却下ということで示させていただいております。法に不適法ということで却下ということでお示しをさせていただいております。

あと、27年3月20日の督促、これは地方自治法に基づいて、未納金について督促するということですのですけれども、これについては、期間内に申立てをいただいております。これについては審議の対象ではありますが、まあ、私どものほうが、法的に適法であるということですのでこれについては、棄却というふうなことでお示しをさせていただいております。このようなところでございます。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村豊治委員

つまりですね、この78条の返還決定の処分の日付については、平成21年12月11日でありまして、不服申し立てによる期間は既に経過をしておるんやと、こんなことで理解をさせていただきました。

1点、そこで、この中身をですね、いろいろと熟読をさせていただいたんですけれども、それを本人さんのほうから、1万5千円を基本としてですね、平成22年1月から24年3月までの間、分納誓約書が出されておるわけですね。

もう1点は、2回目の誓約書として、残金の41万については、月1万、これの分納誓約書が出されておると、こういうように報告をされておるんですけれども、この分納誓約から我々素人なんですけれども、判断できるのは、78条の返還決定の処分については、今部長がおっしゃられたように、不服申し立ての手続きについては、争うことはできやんのやと、こういうぐあいに判断してよろしいわけですね、もう1点お聞かせください。

◎藤原清史委員長

健康福祉部長。

●鈴木健康福祉部長

行政不服審査法に基づきます異議申立てについては、もう期間が過ぎておるといふことで、不適法と、法に適応していないといふうなことでですね、ここで審議をいただく部分ではないといふうに考えております。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村豊治委員

だから、棄却をしたということで判断してよろしいわけですね。

◎藤原清史委員長

健康福祉部長。

●鈴木健康福祉部長

不適法ということで、却下ということでございます。

督促につきましては、審議をいただいて、棄却というふうな形をお示しをしております。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村豊治委員

今のですね、78条については、そういうことで理解をさせていただきました。

次に、今出ております、この督促処分に関しての私なりの意見ということで申し上げたいのは、まず一般的にですね、やっぱり18万円の未納が残っておるわけですね、どう考えても。だから一般的に徴収金が未納されておらない場合については、当然、行政として、市長名で督促状を出すということについては、当然地方自治法で決められておるといふぐあいに判断しております。

もちろん、未納ですので、市民の方も税金を納めなければならんというような、そういうことに対してはですね、やっぱり納めていない方に対しての督促状は、ある期限がくれば発行してですね、自分のうちに届くというようなくあいに理解をされておると思いますし、私どもも、議会報告会の中で、そういう、やっぱり財政の収入の分についてはこうなんだと、したがって、期限がきたら、そういう督促状を出すんだと、こんなことで議会報告会の中でも説明をしておりますし、そういうことで私は行政がとったことについては正しいというぐあいに思っております。

少し戻るんですけども、2回の分納誓約が行われたと報告されたわけですけども、つまり平成25年12月26日の納付を最後に、分納が行われなくなり、未納金が18万溜まったと。これに対する未納金の督促であるというぐあいに判断をしておりますので、当然18万の未納があればですね、市長としては、当然督促状については発行して、納税の公平性も含めてですね、やっぱりやるべきであるというぐあいに思っております。

したがって私はですね、この督促処分の判断については、当然これも、当然であると、こういう具合に判断をさせていただいております。

私の考えは、そういう、以上の考え方からですね、諮問第1号に対する私の意見といたしましては、妥当であるというぐあいに認めたいわけですけども、今一度、この本人に対して、私は、一応認めたいんですけど、本人に対してですね、異議申立人に対して、当局は今一度丁寧に説明をさせていただいて、ご理解をいただくと、こういうような動きが当然必要であると思うんですけども、この点いかがですか。

◎藤原清史委員長

生活支援課長。

●浜口生活支援課長

今までも、幾度か御説明をさせていただいたところです。

私が今の部署についてからも何度も説明をさせていただきまして、この異議申立人さんの審査請求を出したいというときにも、そういう説明をさせていただいた中で、当然控除する、基礎控除としてするものはないというお話もさせていただいたうえでの審査請求として出されたものでございます。

ただ、今後、収入をさせていただく必要がありますので、またその辺は改めて説明をさせていただく中で、収入に向けて取り組みをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村豊治委員

ぜひそういう場をもっていただいてですね、ある程度、納得できる、理解できるような、そういうような形でぜひ進めていただきたいとこんなふうに思います。

◎藤原清史委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので以上で審査を終わります。

採決につきましては、諮問のとおり異議ないということでお諮りさせていただきます。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

○中村豊治委員

諮問のとおり異議ないということで、もう1回確認をしてください。

◎藤原清史委員長

採決につきましては、諮問のとおり異議ないということでお諮りさせていただきますが、ご意見はどうでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

暫時休憩いたします。

(午後 2 時 0 分 休憩)

(午後 2 時 1 分 再開)

◎藤原清史委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて討論を行います。

楠木委員。

○楠木宏彦副委員長

この件について、討論をさせていただきます。

今、生活支援課のほうからも御説明もありましたし、質問の中でも明らかになったことはありますけど、そういったことも含めて、若干、経過についても確認と、そういうことについての解決も含めることとなりますので若干長くなりますけれども、御容赦ください。

まず平成 27 年 3 月 20 日付けの督促に対する異議申立て、これ棄却ということなんですけれども、これにつきましては、市は、県知事に対する不服申し立てができる、いったんは教示をして、そして当人は県知事に審査請求をしたと。

しかしながら、生活保護にかかる返還処分についての上級庁である県に審査請求はできるけれども、本件は 50 万円の返還決定本体ではなく、残金の 18 万についての督促であると、こういったことで、市の不服申し立て先については、誤った教示があったゆえに、いったん、当人から提出された県知事宛の不服審査請求、これが正しい送付先である市に送付されて、県から当人にその旨は通知をされていると。これによって、当審査請求は、伊勢市長に対する異議申立てとして処理されることになったということです。

この手続き及び処理について、もう少しですね、当人に対して、丁寧に説明すべきであったのではないかと、そういうふうに考えます。

次に、本件、生活保護法第 78 条による生活保護費返還決定、及び督促までの事実の認定に関してでございますけれども、平成 15 年 8 月から生活保護の受給を開始して、そして平成 21 年 8 月 24 日に職業訓練生活給付金が給付される予定があることを生活支援課に報告していると。この際、支援課としては、必要経費を控除して収入申告をするようにと、こういった教示があったということです。また当人はこの際に、生活保護の一時停止を申し出ておりますけれども、このことに関して、この決定案では、194 ページに「辞退を申し出ることにはできるが、停止を申請する制度は存在しない」とこういうふうにかかれておるんですけれども、一般市民としましては、そういったことは知る由もなく、本人の申し出をですね、意図を正確に解釈して、対応すべきだったのではないかと考えます。

その後、21 年の、この 11 月と 12 月に 2 度、当人さん宅を訪問したということですけど、留守であったと、会えなくて、それでその後、12 月 3 日に担当者は当人を呼び出して、近況を聴取したと。それで、そこで職業訓練が延長されているということ、そしてそのときまで

に、9月18日、11月6日、11月27日にそれぞれ10万円ずつ、合計30万円が職業訓練生活給付金として支給されているとのことでした。

その後12月4日に第4回目の給付金が支給されましたけれども、これらについて、速やかに報告をしなかった、こういった理由で、12月11日に担当課は当人を悪質であると、こういうふうに判断して、生活保護法第78条による生活保護費返還決定がなされたとみております。

そしてこの決定は、先ほど質問にもありましたけれども、もう一回の未支給の分もあわせて50万円を返還するよとということだったんですけれども、まず、悪質であると、こういった判断につきましては、自らの指導の不十分さをあいまいにしながら、当事者に一方的に責任を負わせると、こういったものではないかということで、案じることはできません。

この件に関しまして、今、中村委員からもありましたけれども、この返還決定通知の日付が平成21年12月11日であることから、審査請求期間、及び出訴期間は既に経過をしていると、こういうことで、主文3の却下にかかる決定は妥当であるというほかはありません。

しかしながら、いったんは相談に訪れ、保護の一時停止を申し出た当人に対して、給付金が支給された時点で改めて丁寧に指導をしなかったのか、こういった担当課の瑕疵は明白に指摘できるのではないかと考えます。

さらに金額に関してですけれども、40万円しか支給されていない段階で、この給付金は、そのときにならないと支給がされることは、確実にはないものであると、こういったものであるにもかかわらず、未支給の分もあわせて請求をしていると、このことには大いに問題があると考えます。

また金額について、当初必要経費があれば、それを控除して申告するよと、こういった指導もありましたけれども、それについて、返還請求の額からは、その控除がされていないということも指摘できると思います。

主文1について、督促の違法性、この訴えに関しましては、地方自治法第231条の3第1項によるもので違法には当たらないと考えます。

しかしながら、この前提となる平成21年12月の返還決定は妥当とは言えないと思います。この件に関しましては、先ほども述べましたように出訴期間を過ぎており、決定にある却下という判断はやむを得ないものの、この平成21年の返還決定は瑕疵ある行政行為といえると考えます。

そしてまた、生活支援課の責任についてですけれども、今述べてきたようないくつかの瑕疵を指摘できると思います。生活支援課は誠実に対応するべきと考えて、主文2について却下の判断は同意しかねます。

以上この決定案には同意できないとこういって旨を表明するものであります。

◎藤原清史委員長

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

暫時休憩します。

(午後 2 時 6 分 休憩)

(午後 2 時 7 分 再開)

◎藤原清史委員長

休憩前に引き続き会議を続けます。

お諮りいたします。

「諮問第 1 号」につきまして、「諮問のとおり異議ない」と答申することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

◎藤原清史委員長

起立多数と認めます。

よって、「諮問第 1 号」は、「諮問のとおり異議ない」と答申することに決定いたしました。

以上で、御審査いただくすべては、終了しました。付託案件は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で、御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、教育民生委員会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時 8 分

上記署名する。

平成27年12月17日

委員長

委 員

委 員